

議案第129号

つくばカピオの指定管理者の指定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年11月25日

つくば市長 市 原 健 一

つくばカピオの指定管理者の指定

つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号）第4条に基づく指定管理者は、次のとおりとする。

- 1 管理を指定する施設の名称
つくばカピオ
- 2 管理を指定する法人
法人名 公益財団法人つくば文化振興財団
所在地 茨城県つくば市竹園一丁目10番地 1
- 3 管理を指定する期間
平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで